

今週は 月 後見制度見直し 火 フレイル講座 水 新年度 どう変わる?

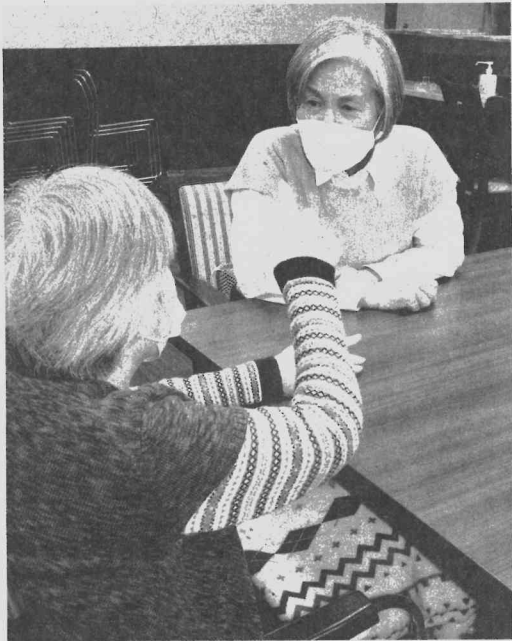
成年後見 意思尊重の試み

判断能力が低下した人が不利益を被らないようにする成年後見制度。認知症の高齢者が増えている一方で、手続きの難しさや報酬の負担の重さなどから、利用者数が伸び悩んでいる。もっと使いやすい制度にしようと、政府は見直しに向けた議論を進めている。(沼尻知子)

長く続く報酬負担

最高裁判所によると、成年後見制度の利用者は2022年末時点で約24万5000人。厚生労働省の調査で、認知症の人が推計約600万人いることを考えると、広がりや欠けている。後見人の役割は、預貯金や不動産といった財産管理と、福祉サービスの契約など生活に必要な手続きを本人に代わってすることだ。不利な契約を結んでしまうトラブルを防ぐ狙いがある。

本来は、本人の意思を尊重し、生活の様子を確認しながら、必要な支出や契約をすることになっている。しかし、実際の後見人の業務は、財産管理に重きが置かれる傾向があり、日常生活の支援に十分に対応できていないといった課題がある。財産管理の厳格さも制度



認知症の女性の話を耳を傾ける鳥巢さん(右)。女性は訪問を受けるようになり、社会的になったという(愛知県豊田市)

成年後見制度 認知症の人や知的障害者らに代わって、後見人が預貯金の管理や契約行為をする制度。本人や家族らが家庭裁判所に申し立て、本人の判断能力に応じて、家庭裁判所が後見人、保佐人、補助人を任ずる。後見人は不利益な契約を取り消すこともできる。

ことも多く、知的障害がある娘を持つ都内の女性は「できるだけ利用したくない」と漏らす。

本人に一定の財産がある場合は、家族ではなく弁護士や司法書士ら専門家が後見人になることが一般的

愛知県豊田市の支援事業のイメージ



「期間限定」が論点 こうした問題を受け、昨年6月、有識者と当事者団体、法務省などが参加する研究会が設置され、見直しに向けた議論が始まった。論点の一つが後見人を期間限定で利用できるように

だ。専門家が後見人になると、月に数万円の報酬を払う必要が出てくる。現在は、本人の判断能力が回復するか、亡くなるまで利用をやるのができないため、負担は長い期間続くことになる。

チームで支える

後見人が外れた後は、生活の支援や日常の金銭管理などは、家族や地域の福祉サービスが担うことを想定している。そこで、金銭の管理や生活を支える新たなセーフティネットをつくらせて、きめ細かな生活のサポートをしようという模索も始まっている。3月上旬、愛知県豊田市

報酬の決め方も課題に

研究会では、専門職が後見人について報酬のあり方も課題に挙がっている。報酬は管理する資産の額などに依り、家庭裁判所が決めている。財産が1000万円以下の場合月2万円程度、1000万円超~5000万円以下なら月3万~4万円程度といった目安はあるものの、実際の額はケースごとに家裁が判断するため、事前に知ることはできない。最高裁判所の抽出調査によ

ると、2021年の報酬の平均額は、月約2万8000円だった。不動産の売買や遺産分割といった複雑な契約が終われば、日常的な金銭管理に専門知識が必要な場面は少なく、家族からは「毎月、数万円の報酬を支払う必要はないのでは」と不満の声が漏れる。研究会では「事前に報酬の額がわかる仕組みが必要だ」「業務内容で報酬を決めるべきだ」といった意見が出ている。

の鳥巢美恵子さん(62)が、市内の特別養護老人ホームで暮らす女性(76)のもとを訪ねた。鳥巢さんは市から「意思決定フォロワー」の委嘱を受け、月2回、女性と面会し、希望に沿った生活やお金の使い方ができているかを確認している。女性は近くに頼れる人がなく、5年ほど前からこのホームで暮らしている。鳥巢さんの訪問を受けるようになったことから、以前より社会的になり、やりたいことや食べたい物を口にできるようになったという。この取り組みは、豊田市が22年度から試行を始めた。市民後見人の養成講座などの受講者らが、身寄りのない高齢者や障害者に寄り添う。日常的なお金の管理は、介護など生活に身近なサービスの事業者が担い、フォロワーが使い方を助言する。弁護士らも参加する「権利擁護支援委員会」が専門知識が必要な時に相談を受け、定期的に金銭管理の状況を確認する。市福祉総合相談課の安藤亨主任主査(36)は「民間の事業者や市民に新たな支え手として活躍してもらい、身寄りのない高齢者や親を亡くした障害者がその人らしく暮らせるよう、チームで支える仕組みをつくっていききたい」と話している。